

(広 報 資 料)



平成 26 年 3 月 20 日
環 境 政 策 局
〔担当 循環型社会推進部循環企画課〕
〔TEL 213・4930〕

「容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた中間とりまとめ」の策定について
～「そもそもごみを出さない」ビジネススタイルとライフスタイルへの転換を目指して～

レジ袋やトレイ、ペットボトルなどの容器包装は、買い物を通じて市民が毎日目にする存在であり、過剰な使用実態となっているとともに、その多くが一度使うだけで廃棄されるため、「大量生産、大量消費、大量廃棄」の象徴となっています。

京都市では、今年度、「ピーク時からのごみ半減」の実現に向けた新たな施策として、こうした容器包装を削減する対策を、市民、事業者、学識経験者等で構成される「京都市廃棄物減量等推進審議会」（以下「審議会」という。）において御議論いただきながら、検討してきました。

この度、現時点での基本的な考え方をとりまとめた「容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）を策定しましたので、お知らせします。

1 中間とりまとめの位置付け

容器包装の削減に関し、条例を中心とする新たな枠組みの構築に向け、特に課題となっている「発生抑制（そもそもごみを出さない）」の推進に重点を置き、これまで検討してきた内容を取りまとめ、現時点での基本的な考え方を示すものである。

2 新たな枠組みの基本的な考え方

容器包装をターゲットに、ごみの発生抑制を推進し、「そもそもごみを出さない」ビジネススタイル及びライフスタイルへの抜本的な転換を図るため、容器包装との関わりが大きい「買い物」と「イベント」を対象に、条例を中心とする新たな枠組みを構築し、市民、事業者、京都市の共汗により「容器包装の少ないお買い物」と「容器包装ごみの少ないイベント」を推進することとし、条例に位置付ける施策として、以下の項目を例示している。

【条例に位置付ける施策例】（下線は義務化項目）

- （１）買い物とイベントに関わる主体に求める取組の基準（ガイドライン）の策定
- （２）ガイドラインに掲げる取組の努力義務及びそのうち特に重要な取組の義務化

【特に重要な取組例】

ア 小売業者

- ① レジ袋の削減を推進する取組
 - ・ レジ袋有料化やポイント還元などのレジ袋削減効力の特に高い取組の選択実施
 - ・ 買い物客にレジ袋使用辞退を促す声掛け
- ② 小売店での「容器包装の少ないお買い物」を促すPR
- ③ カフェ等におけるマイボトル持参者への飲料のみの提供

イ イベント主催者

- ① イベントにおける資源ごみの分別

- （３）特定の小売業者の取組実施状況及びレジ袋辞退率の報告義務（対象：店舗面積400㎡以上の小売店、市内の延べ店舗面積3,000㎡以上の小売業者）
- （４）市民の目標の設定（レジ袋等排出枚数、資源ごみ用指定袋使用枚数等）
- （５）市民、小売業者等の取組状況の調査・公表（市民モニター制度の創設）
- （６）取組義務違反及び報告義務違反者に対する措置（指導、改善勧告、勧告内容の公表）

3 今後の進め方

これまで、容器包装の削減をターゲットに検討を進めてきたが、近年、ごみ全体の減量が微減にとどまっていることから、今後は、この中間とりまとめの内容を基礎とし、発生抑制から分別・リサイクルに至るごみ減量全般に関する新たな方策の条例化について、次の2つの視点を踏まえ、引き続き検討を進めていく。※ 次ページの【参考】「検討の視点（範囲）」のイメージ図 参照

（１）発生抑制、再使用、自主的な分別・リサイクルの取組の推進

ごみの「発生抑制・再使用」（2R）、トレイをはじめとする店頭回収等への協力などの自主的な分別・リサイクルについては、まだまだ取組が浸透していない。

【検討例】食べ残しや手付かず食品（年間約3万トン発生）を徹底して削減する方策

（２）資源ごみ等の分別意識の向上（分別ルールの徹底）

資源ごみの収集への分別排出について、一定の理解が進んでいるとはいえ、学生等の単身の転入者に比較的多く見られるように、分別を実施していない又は分別の精度が低いといった改善の余地が未だ残されている。

【検討例】市民、事業者による資源ごみの分別排出のルール順守を徹底する措置

<別添資料>「容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた中間とりまとめ」

【参 考】「検討の視点（範囲）」のイメージ図

品目例	取組例		
	発生抑制・再使用	リサイクル	適正処理
		自主的な分別・リサイクル	市の分別収集
容器包装	買い物の仕方 イベントでのリユース	店頭回収・拠点回収 イベントでの分別	缶・びん・ ペットボトル、 プラスチック製 容器包装 など
生ごみ	買い物の仕方 食事の仕方	生ごみ処理機の利用 地域での堆肥化	
紙ごみ	買い物の仕方 使い方（裏紙利用など）	店頭回収・拠点回収 集団回収	
古着	フリーマーケットや 古着屋の利用	店頭回収・拠点回収	
剪定枝	—	移動式資源拠点回収 地域での堆肥化（落葉）	
電池	使い方 （使い捨て→充電式）	店頭回収・拠点回収	
⋮	⋮	⋮	



容器包装の「中間とりま
とめ」の範囲

（１）発生抑制，再使用，自主
的な分別・リサイクルの取
組の推進

（２）資源ごみ等の分別意識の
向上（分別ルール of 徹底）

【参 考】審議会での審議経過

平成25年10月25日 第51回審議会で審議

平成26年 2月14日 第52回審議会で審議